



政府統計

報道関係者 各位

令和3年4月2日

【照会先】

政策統括官付参事官付世帯統計室

室長 細井 俊明

室長補佐 小池 康浩

専門官 岸 泰弘

(担当・内線)

世帯票担当 国民生活基礎統計第一係 (7587)

所得票担当 国民生活基礎統計第二係 (7588)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2974

「2021(令和3)年 国民生活基礎調査」を実施します

厚生労働省は、全国の世帯と世帯員を対象とした「2021(令和3)年 国民生活基礎調査」を、今年の4月中旬から7月にかけて実施します。

「国民生活基礎調査」は、厚生労働行政の企画や立案に必要な基礎資料を得ることを目的に、保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的な事項を調査するものです。

1986(昭和61)年から開始し、35回目となる今回は、約5万5000世帯を対象とする「世帯票」の調査と、約1万3000世帯を対象とする「所得票」の調査を実施します。

対象世帯には4月中旬から調査員が伺います。今回は、調査員のマスク着用と手指消毒、調査対象世帯の方など向けのコールセンターの設置、郵送回収の実施など、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じて調査を実施します。

【「2021(令和3)年 国民生活基礎調査」のスケジュール(予定)】

- 4月中旬頃～
調査員が対象世帯に伺って、世帯員の人数などをお尋ねし、世帯名簿を作成します。
- 6月3日の前後1～2週間
調査員が「世帯票」をお配りし、後日受け取りに伺います。 ※郵送回収も可
- 7月8日の前後1～2週間
調査員が「所得票」をお配りし、後日受け取りに伺います。 ※郵送回収も可
5月下旬から6月上旬にかけて実施した「世帯票」対象世帯の中から、さらに無作為に選んだ一部の世帯に実施します。

参考1 調査対象世帯の皆さまへ

参考2 2021(令和3)年 国民生活基礎調査を実施します

参考3 2021(令和3)年 国民生活基礎調査の概要

2021(令和3)年国民生活基礎調査の概要は、下記の厚生労働省のホームページに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>

2021(令和3)年「国民生活基礎調査」 新型コロナウイルス感染症の予防に努めて調査を実施します

「国民生活基礎調査」では、対象となっている世帯の皆さまが、安心・安全に調査にご協力いただけるよう、以下のような対策を行っています。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

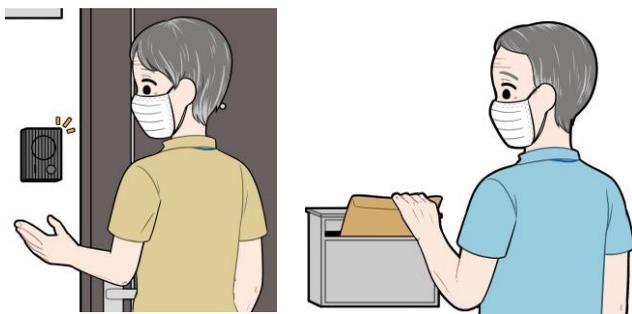
1

調査員はマスクを着用し、
咳エチケットなどを徹底
して訪問します。



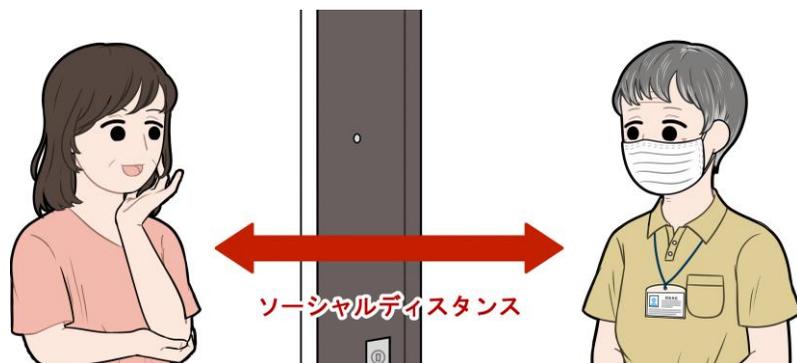
2

感染者の多い地域では、調査の説明はインターホン越しに行い、調査書類は郵便受け・ドアポストなどに入れて配布します。ご不在の場合は、直接郵便受けやドアポストなどに入れて配布します。



3

対面での説明が必要となる場合は、一定の距離を保ち、簡潔に行います。



2021(令和3)年

国民生活基礎調査を実施します

? 2021(令和3)年 国民生活基礎調査 とは

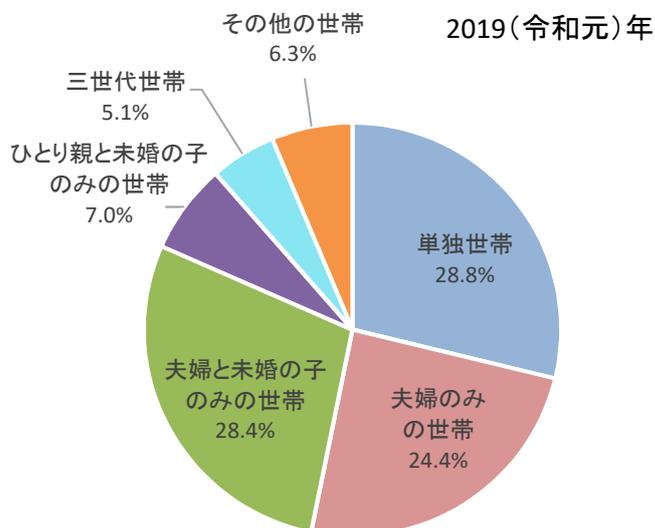
6月3日と7月8日を調査日として、日本全国で実施する調査です。皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料とします。

- 国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が1986（昭和61）年から実施しており、今回が35回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのが国の方針を正しく決める上で、基礎となるデータを集めるための重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

調査の主な結果

世帯構造の構成割合

2019(令和元)年



調査の実施にあたっては、都道府県知事（指定都市市長・中核市市長・特別区区長）から任命された調査員が対象世帯を訪問します。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたは動画チャンネル（YouTube）をご参照ください。

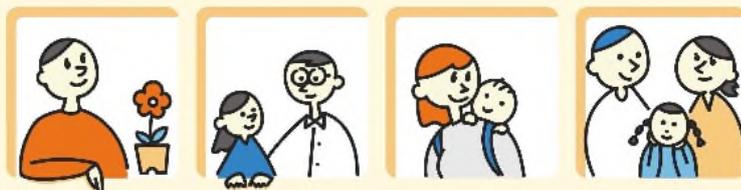
国民生活基礎調査

検索

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/kokuminseikatsu.html>




国民生活基礎調査



2021年(令和3年)

国民生活基礎調査



ご協力をお願いいたします。



国民生活基礎調査

2021（令和3）年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成27年国勢調査区から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万5千世帯）及び世帯員（約13万8千人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万3千世帯）及び世帯員（約3万1千人）を調査客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の時期

世帯票…………… 令和3年6月3日（木）

所得票…………… 令和3年7月8日（木）

（注：所得については、令和2年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 …………… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、教育、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …………… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成27年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

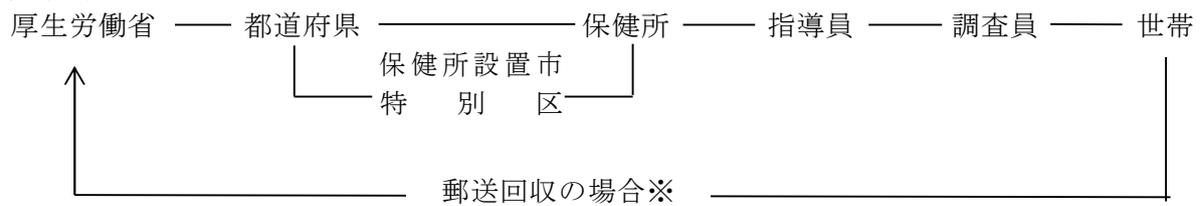
(2) 本調査については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。ただし、所得票についてはやむを得ない場合をのみ密封回収とする。

また、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収する。

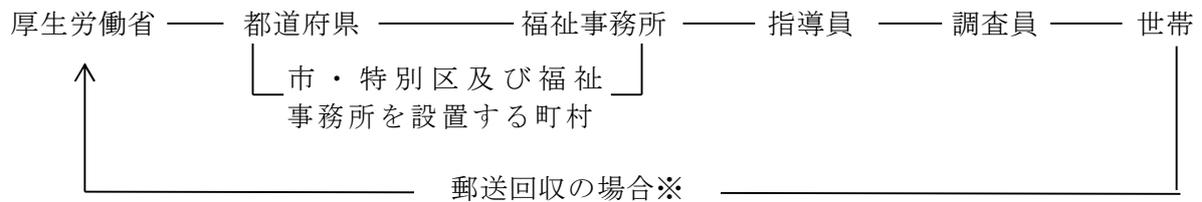
なお、2021（令和3）年調査においては、新型コロナウイルス感染症の状況における特例として、訪問回数を目安は3回とする。また、面接できたものの、調査員が回収するのが困難な場合（新型コロナウイルス感染症の感染防止のため調査員との接触を減らす等）についても郵送にて調査票を回収することを可とする。

6 調査の系統

(1) 世帯票



(2) 所得票



- ※ 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。
ただし、2021（令和3）年調査においては、特例として、訪問回数を目安は3回とする。
また、面接できたものの、調査員が回収するのが困難な場合は、郵送回収とする。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は「2021（令和3）年国民生活基礎調査の概況」及び「2021（令和3）年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する。

厚生労働省ホームページ(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>